

# 役員等費用弁償に関する規程

社会福祉法人 昭和ゆたか会

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人昭和ゆたか会の役員等に費用弁償を支給する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 理事長、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という）については、役員等費用弁償を支給する事が出来る。ただし、財政状況によっては支給しない場合がある。

(費用弁償)

第3条 役員等の費用弁償は出席の実態に即して支給する事とし、その額は一回の出席につき1,000円とする。

(支給方法)

第4条 役員等の費用弁償の支給方法については、年度末に一括現金支給とし、費用弁償受領簿に自筆署名又は押印のうえ受領する。但し、理事長にあつてはこの限りではない。

(出張による費用弁償)

第5条 役員等の研修会、会議等法人の用務のために理事長の要請により出張した時は、この法人の旅費規程により旅費を支給する。

(改正)

第6条 この規程の改正は、理事会の議決により行う。

附則

この規程は、平成25年4月1日より実施する。